

沖縄県警察における指名手配等の取扱いに関する訓令

発出年月日：平成6年3月14日
文書番号：沖縄県警察本部訓令4
公表範囲：概要

この訓令は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）及び犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）に基づく、指名手配及び指名通報の適正かつ効率的運用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。